

令和3年8月5日

入札説明書

(官報公告第3号)

業者各位

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処松戸支処
会計課長 村川 穰二

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）」第10条及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）」第6条の規定に基づき入札説明書を交付する。

1 入札日時・場所：令和3年9月28日（火）13時30分・関東補給処松戸支処 会計課入札室
(郵送等による入札書の受理期限は令和3年9月27日（月）12時必着)

2 郵便入札があった場合の再度入札日時：令和3年10月1日（金）13時30分から

3 入札に付する品目：別紙「品目内訳書」のとおり

4 調達物品の仕様その他明細：「陸上自衛隊仕様書」及び「調達要領指定書」のとおり

5 納入期限：令和4年1月14日（金）

6 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」D級以上に格付けされ、**関東・甲信越地域の資格を有する者。**

(4) 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係または人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省の指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成

17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第127号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア)親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減減するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

6 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第81条に基づき入札者(代理を含む。以下同じ)は開札に立ち会うものとする。
- (2) 入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない関東補給処松戸支処の職員を立ち会わせる。

7 落札基準

- (1) 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。(グループ(GP)内で品目別決定とする。)
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては入札書に記載された当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

8 入札前の審査について

- (1) 同等品若しくは入札前に審査を受けることが条件とされている品目に応札を希望する者は、期限までに必要書類を提出して審査を受けること。(審査を省略できる場合を除く)
- (2) 審査に必要な書類は「承認(同等品)審査用提出物一覧」に記載されているので確認すること。また、提出物(書類及び製品見本等)には『承認申請書』を2部添えて提出すること。
- (3) 審査書類の受理期限は令和3年8月30日(月)12時(必着)とする。

9 その他共通事項

- (1) この入札説明書は官報と併用して参照のこと。

- (2) 基本契約事項は、『補給処等用標準契約書』と『入札及び契約心得』による。
- (3) 入札開始までに『資格審査結果通知書（全省庁統一資格）』の写しを提出すること。
- (4) 代表者の代理で入札に参加する者は委任状を提出すること。
- (5) 承認された製品で応札する場合は、入札の際にその旨を明らかにすること。
- (6) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については日本語とし、記載金額は円表示とする。
- (7) 契約業者は契約締結後、契約書を速やかに提出すること。
- (8) 納品時の検査については、契約事項の規定に基づき、官側に協力すること。
- (9) 支払方法については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条」により、検査終了後、契約相手方から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により行う。

10 入札に関する問い合わせ先

〒270-2288 千葉県松戸市五香六実 17

陸上自衛隊 関東補給処松戸支処 総務部会計課契約班 （担当：蓑毛）

電話 047(387)2171 内線534

FAX 047(384)2844